

有責配偶者からの離婚が早期に認められた事例

離婚

事案の概要

30代 女性 会社員

相談者は夫がいる立場でありながら、同僚と不貞行為を行い、これが夫に発覚してしまいました。

夫とは早期に離婚したいと考えているさなか、夫からは相談者と不倫相手に多額の慰謝料を請求されてしまいました。

どうしたらよいかということで相談にお越しになりました。

解決結果

夫に対して、別居以降の生活費の支払を求めました。

別居から相当程度の月日が経っており、これまでの未払生活費（婚姻費用）が多額にのぼっておりましたので、離婚に至るまで今後の生活費を支払って欲しい旨、書面で毅然と要求しました。

結果的に、慰謝料と未払い生活費を相殺するような形で、夫に対する慰謝料を減額し、加えて協議離婚を認めさせることができました。

担当弁護士からひとこと

仮に訴訟になった場合には、有責配偶者からの離婚請求ということで、簡単には離婚が認められないという見通しでした。

夫の年収が比較的高く、相談者には離婚後相当期間経過しているにもかかわらず生活費が未払いであるという点を意識し、相手方に対して未払い分と離婚に至るまでの生活費を要求しました。

交渉が決裂することも踏まえて、直ちに生活費（婚姻費用）を求める調停を申し立ててプレッシャーを掛けたことが功を奏しました。